

表 2

1 対象事業所・施設（※1）		2 基準単価（千円）	3 単 位	4 補助対象施 設等	5 補助 率
通所介護事業所	通常規模型	（電話による確認の場合）1.5  （訪問による確認の場合）3	利用者	2（1）イ 補 助対象施設等の とおり	10分の10
	大規模型（Ⅰ）		利用者		
	大規模型（Ⅱ）		利用者		
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）			利用者		
認知症対応型通所介護事業所			利用者		
通所リハビリテーション事業所	通常規模型		利用者		
	大規模型（Ⅰ）		利用者		
	大規模型（Ⅱ）		利用者		
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			利用者		
訪問介護事業所			利用者		
訪問入浴介護事業所			利用者		
訪問看護事業所			利用者		
訪問リハビリテーション事業所			利用者		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			利用者		
夜間対応型訪問介護事業所			利用者		
居宅介護支援事業所	電話による確認（※2）	1.5（看護師等（※3）が協力 した場合：4.5）（※4）	利用者		
	訪問による確認（※2）	3（看護師等（※3）が協力し た場合：6）（※4）	利用者		
福祉用具貸与事業所		（電話による確認の場合）1.5  （訪問による確認の場合）3	利用者		
居宅療養管理指導事業所			利用者		
小規模多機能型居宅介護事業所			利用者		
看護小規模多機能型居宅介護事業所			利用者		

- （※1） 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また
- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
  - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
  - ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。
- （※2） 1利用者につき、併給不可である。
- （※3） 看護師、居宅管理療養指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）
- （※4） 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと